

奥出雲町企業ガイドブック・動画制作業務

プロポーザル実施要領

令和8年8月

1. 目的

本業務は、町内企業の魅力や特色、そこで働く人の想いや仕事のやりがいを分かりやすく発信するため、企業ガイドブックデータ及びSNS等で活用する動画を制作するものである。

人口減少や若者の流出が進む中、将来の地域を担う若者に対し、町内には多様な業種・職種の企業があり、地域に根ざしながら挑戦や成長ができる働く場があることを伝えることで、町内企業への理解促進と就職先としての選択肢の拡大を図る。

また、企業の経営者や従業員の姿、仕事への想い、職場の雰囲気などを発信することで、企業の魅力を可視化し、高校生や大学生、若年層の求職者等に対する情報発信力を高め、若者の地元就職やUターン・Iターンによる人材還流につなげることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 事業名

奥出雲町企業ガイドブック・動画制作業務

(2) 業務内容

別途仕様書のとおりとする。

3. 事務局

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、必要な事務は以下において所掌する。

〒699-1511 島根県仁多郡奥出雲町三成358-1

奥出雲町 奥出雲創生課 定住推進係（担当者：渡部）

TEL：0854-54-2514

FAX：0854-54-1229

メール：sosei@town.okuizumo.shimane.jp

4. 提案上限額

1, 980, 000円以内（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

※上記金額を超える場合は、失格とするので、留意すること。

5. 履行期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

6. スケジュール

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 公募要項の公表 | 令和8年8月5日(水) |
| (2) 参加表明書提出期限 | 令和8年8月14日(金) |
| (3) 質問の受付締切 | 令和8年8月18日(火) |
| (4) 質問に対する最終回答 | 令和8年8月20日(木) |
| (5) 企画提案書提出締切 | 令和8年8月26日(水) |
| (6) プロポーザル及び審査 | 令和8年8月28日(金) |
| (7) 最終審査結果の通知 | 令和8年8月28日(金) |
| (8) 契約締結 | 令和8年8月28日(金) |

7. 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、本公告日現在において次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 奥出雲町競争入札参加資格名簿に登載されており広告・宣伝かつ情報処理の役務が提供できる者
- (2) 島根県内に本店または支店を有する者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 奥出雲町の指名停止を受けている期間中の者でないこと
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (6) 奥出雲町及び本店所在地において町村税の滞納がないこと
- (7) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有していること

8. 参加表明書の提出

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1) 提出期限 | 令和8年8月14日(金) 午後5時(閉庁日を除く) |
| (2) 提出書類 | 参加表明書(様式1) |
| (3) 提出方法 | 持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと |

9. 質問書の提出及び回答

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 質問書の提出 | |
| (ア) 提出期限 | 令和8年8月18日(火) 午後5時 |
| (イ) 提出書類 | 質問書(様式2) |
| (ウ) 提出方法 | 電子メールにて送付すること |
| (エ) 提出先 | sosei@town.okuizumo.shimane.jp |
| (2) 質問への回答 | |
| (3) 回答期限 | 令和8年8月20日(木) 午後5時 |
| (ア) 回答方法 | 参加の意思確認を行ったすべての業者にメールにて回答する |

10. 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和8年8月26日（水）午後5時

(2) 提出書類

(ア) 会社概要（様式3）	正本1部
(イ) 事業実施体制（様式4）	正本1部
(ウ) 企画提案書記載事項確認書（様式5）	正本1部
(エ) 企画提案書	正本1部、副本8部
(オ) 見積書（様式6）	正本1部
(カ) 事業実績書（様式7）	正本1部

※正本については、届出印を押印すること。

(3) 提出物について

(ア) 企画提案書

企画提案書は、奥出雲町企業ガイドブック・動画制作業務について記載することとし、下記の項目番号に従い記載すべき事項内容に基づいて作成すること。なお、要件を満たさない内容、または、より良い提案がある場合は、その差異を明記すること。企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本工業規格 A4 横型（一部 A3 版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社概要	会社概要、自治体における実績について、以下の点を踏まえて記述すること。 ①会社概要、経営状況 ②提案内容と同様または類似の過去3年間の業務実績
2	構築体制 実施スケジュール	①本業務の構築体制について、記載すること。 ②実施スケジュールを明確にすること。
3	本業務に関する基本的な考え方	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、本業務への基本方針、コンセプト、効果について記載すること。 ① 基本的な考え方、事業への理解 ② 基本方針、コンセプト、効果
4	ガイドブックの構成	仕様書に記載している内容に基づいた構成を記載すること
5	動画の構成	仕様書に記載している内容に基づいた構成を記載すること
6	独自の提案・工夫	成果を高めるための独自の提案・工夫がみられるか

(イ) 見積書

本業務の一式についての見積りを、様式6へ記載し提出すること。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には
消費税額10%を加算すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

11. 審査

審査はプロポーザル方式により実施することとし、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。なお、プレゼンテーションにおいては、パワーポイントの使用を認める。

審査員は評価基準に基づき、企画提案書（プレゼンテーション）、見積価格等について審査し、評価点を算出する。

- (ア) 実施日（予定） 令和8年8月28日（金）
※詳細な日時については別途通知による。
- (イ) 実施場所（予定） 奥出雲町役場仁多庁舎大会議室
※詳細な日時については別途通知による。
- (ウ) 使用機材 パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、提案者において必要な機材を準備すること。
（プロジェクター、スクリーン、マイクは奥出雲町が準備する）
- (エ) 時間配分 プレゼンテーションの実施時間は25分程度とする
・準備 5分以内
・プレゼンテーション 15分以内
・質疑応答 5分以内
- (オ) 参加者 プレゼンテーションは、原則として、実施体制の責任者またはリーダーが行うこととし、同席できるのは2名までとする。（計3名まで）
- (カ) 受託業者の選定
受託業者は、審査の評価点の合計点が最も高い者とする。選定委員は、最終選考結果を提案各社宛てに文書で通知する。
- (キ) その他
参加者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が70%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

12. その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び提案評価委員会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けません。
- (3) 応募の辞退をする場合には、「辞退書」を提出すること。（様式8）
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 上記のほか、本町から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じること。
- (7) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。

- (ア) 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - (イ) 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - (ウ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - (エ) その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。